

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和5年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第15号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第3条の2第1項中「別表第1に掲げる額」を「次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 次号に掲げる職員以外の職員 別表第1に掲げる額

(2) 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4第1項の規定により採用された職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。） 別表第1の2に掲げる額

第4条の21第1項第3号中「地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）」を「法」に改める。

第5条第2項中「法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員で同項に規定する短時間勤務の職を占めるもの（以下「再任用短時間勤務職員」という。）」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

第6条第2項、第8条、第12条の6ただし書、第16条第2号および第18条中「再任用短時間勤務職員」を「定年前再任用短時間勤務職員」に改める。

附則第3項を附則第6項とし、附則第2項中「附則第21項」を「附則第24項」に改め、同項を附則第5項とし、附則第1項の次に次の3項を加える。

2 条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第3条の2第1項

の規定の適用については、当分の間、同項第1号中「掲げる額」とあるのは、「掲げる額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

3 条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第6条の規定の適用については、当分の間、同条第1項中「およびその支給額は、別表第3のとおり」とあるのは「は別表第3のとおりとし、その支給額は同表に掲げる支給額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とし、同条第2項中「、定年前再任用短時間勤務職員および任期付短時間勤務職員に支給する」とあるのは「に支給する」と、「支給額」とあるのは「支給額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

4 条例附則第17項の規定の適用を受ける職員に対する第12条の2第1項および第4項の規定の適用については、当分の間、これらの規定中「に定める額」とあるのは、「に定める額に100分の70を乗じて得た額（その額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げた額）」とする。

別表第1調整基本額の欄中「9,600円」を「9,700円」に、「11,200円」を「11,300円」に改め、同表の次に次の1表を加える。

別表第1の2（第3条の2関係）

職務の級	調整基本額
1級	5,700円
2級	6,500円
3級	7,400円
4級	7,800円
5級	8,500円
6級	9,800円

附 則

(施行期日)

1 この規則は、令和5年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 暫定再任用職員（秋田市職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例（令和4年秋田市条例第35号。以下「改正定年条例」という。）附則第8項に規定する暫定再任用職員をいい、地方公務員法の一部を改正する法律（令和3年法律第63号。以下「改正法」という。）による改正後の地方公務員法（昭和25年法律第261号）第22条の4第1項に規定する短時間勤務の職を占める改正定年条例附則第8項に規定する暫定再任用職員（以下「暫定再任用短時間勤務職員」という。）を除く。）は、改正後の秋田市職員給与条例施行規則（以下「改正後の規則」という。）第3条の2第1項第2号に規定する定年前再任用短時間勤務職員（以下「定年前再任用短時間勤務職員」という。）とみなして、同項の規定を適用する。

3 暫定再任用短時間勤務職員は、定年前再任用短時間勤務職員とみなして、改正後の規則の規定を適用する。

4 秋田市職員給与条例（昭和28年秋田市条例第4号）第7条の2第2項の規定により給料の調整額が支給される職員の職（以下「給料の調整額適用職」という。）を占める改正定年条例附則第5項又は附則第10項の規定により採用された職員（以下「特定暫定再任用職員」という。）のうち、当該職に係る改正定年条例による改正前の秋田市職員の定年等に関する条例（昭和59年秋田市条例第13号）第3条に規定する年齢に達した日がこの規則の施行の日（以下「施行日」という。）の前日以前である職員であって、その者に係る調整基本額が経過措置基準額に達しないこととなるものには、改正後の規則第3条の2および前2項の規定による給料の調整額のほか、その差額に相当する額に当該職員に係る調整数を乗じて得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切

り捨てた額)を給料の調整額として支給する。ただし、これらの額の合計が給料月額100分の25を超えるときは、給料月額100分の25に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額)を給料の調整額として支給する。

5 前項に規定する経過措置基準額とは、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額をいう。

(1) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員(施行日前に改正法による改正前の地方公務員法第28条の4第1項又は第28条の5第1項の規定により採用された職員をいう。以下同じ。)であった職員であって、施行日において引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員となり、かつ、施行日から引き続き給料の調整額適用職を占める特定暫定再任用職員(第3号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日にその者に適用されていた調整基本額

(2) 施行日以後に新たに給料の調整額適用職を占めることとなった特定暫定再任用職員(次号に掲げる職員を除く。) 施行日の前日に給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとした場合に秋田市職員給与条例等の一部を改正する条例(令和4年秋田市条例第37号)第1条の規定による改正前の秋田市職員給与条例(以下「改正前の給与条例」という。)およびこれに基づく規則の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表および職務の級を基礎として改正前の秋田市職員給与条例施行規則(以下「改正前の規則」という。)第3条の2第1項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

(3) 施行日以後に次に掲げる場合に該当することとなった特定暫定再任用職員(給料の調整額適用職以外の職を占める職員として次に掲げる場合に該当することとなった日以後に新たに給料の調整額適用職を占める職員となったものを含む。) 施行日の前日において、給料の調整額適用職を占める旧法再任用職員になったとし、かつ、同日に当該場合に該当することとなったとした場合(次に掲げる場合に2回以上該当することとなった場合にあっては、同日において次に掲げる場合

に順次該当することとなったとした場合)に、改正前の給与条例およびこれに基づく規則の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表および職務の級を基礎として改正前の規則第3条の2第1項の規定を適用したとしたならばその者に適用されることとなる調整基本額

ア 給料表の適用を異にする異動をした場合

イ 職員の職務の級を施行日の前日にその者に適用されていた職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合(同日に旧法再任用職員でなかった者にあつては同日に旧法再任用職員になったとした場合に、同日後にアに掲げる場合に該当した者にあつては同日にアに掲げる場合に該当することとなったとした場合に、それぞれ改正前の給与条例およびこれに基づく規則の規定により同日にその者に適用されることとなる給料表および職務の級より下位の同一の給料表の職務の級に変更した場合)